

**船橋市滞納整理システムの標準化に関する
情報提供依頼(RFI)**

令和 8 年 2 月 5 日
船橋市 税務部 債権管理課

1. 目的

令和3年5月19日に公布された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、国が定める標準仕様に適合した情報システムを利用することが求められていることから、統合滞納管理機能を実装した標準準拠システム(以下、「統合滞納管理システム」という。)への移行を予定しています。

本情報提供依頼(RFI)は、本市において統合滞納管理システムを導入するにあたり、各事業者の統合滞納管理システムの導入可否や移行に要する期間、費用等を把握することを目的として実施するものです。

2. 前提条件

(1) 対象

滞納整理システム

(市県民税・森林環境税(普通徴収)、市県民税・森林環境税(特別徴収)、市県民税・森林環境税(年金特徴)、法人住民税、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、軽自動車税、事業所税、国民健康保険料、保育所運営費負担金・公立保育所使用料(旧称:保育料)、介護保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金を管理)

※国民健康保険料、保育所運営費負担金・公立保育所使用料、介護保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金については、それぞれのシステムでも滞納整理を行っており、特定の案件のみ債権管理課に移管し、債権管理課所管の滞納整理システムを用いて滞納整理を行っています。

(2) ガバメントクラウドの利用

地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書(統合滞納管理)に準拠したシステムをガバメントクラウド上に構築し、稼働することとします。

(3) 現行環境等

① 現行滞納整理システム

ベンダ名：北日本コンピューターサービス株式会社

システム名：DIALOGUE StanDard1 Next

② 端末環境

VDI 及び物理端末を利用。他の標準準拠システムと共に。

③ 連携先システム

住民記録システム、税務システム、国民健康保険システム、保育システム、介護保険システム、下水道使用料システム、下水道受益者負担金システム、生活保護システム

※介護保険システムは令和8年2月下旬より連携を停止します

※詳細については参加申し込みをいただいた後に資料配布します

(4) 現行システム利用状況

① 利用者数

約120名(他所属職員や委託事業者の利用あり)

② 利用時間

平日開庁日 7 時 45 分から 21 時、

月2日、日曜日 9 時 30 分から 18 時

※上記以外の土曜日、日曜日、祝日も利用する可能性あり

※上記時間について今後変更となる可能性あり

(5) 統合滞納管理システムの稼働時期

令和10年度中

(6) 統合滞納管理システム稼働当初の移行条件等

① データ移行科目

市県民税・森林環境税(普通徴収)、市県民税・森林環境税(特別徴収)、市県民税・森林環境税(年金特徴)、法人住民税、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、軽自動車税、事業所税、国民健康保険料、保育所運営費負担金・公立保育所使用料、介護保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金

② 移行後の他システムとの連携

住民記録システム、税務システム、国民健康保険システム、保育システムとの連携を想定しています。なお、(3)③のうち介護保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金はデータ移行を行いますが、その後、日次の連携等は行わない想定です。過去の記録及び差押が継続している対象者の管理等を目的としてデータ移行を行う想定です。

※本RFIの回答状況や今後の検討により管理対象業務を変更する可能性があります。

※稼働翌年度以降に管理対象科目が増える可能性があります(別途契約)。

3. 参加申し込み方法

- (1)「参加申込書兼秘密保持誓約書」(第1号様式)に必要事項を記入・捺印し、ご提出ください。
- (2)提出方法は、持参もしくは郵送とします。
- (3)持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時とします。事前連絡のうえ、来庁日時をご調整ください。

4. 資料配布方法

- (1) 2. 前提条件に記載している情報以外の資料や各種様式については、「参加申込書兼秘密保持誓約書」(第1号様式)をご提出いただいた事業者のみに提供いたします。
- (2)「参加申込書兼秘密保持誓約書」(第1号様式)の受領を確認した後、「参加申込書兼秘密保持誓約書」(第1号様式)に記載いただいたメールアドレスに追加資料を送付いたします。

5. 情報提供依頼の内容等

(1) 実施期間

令和8年2月5日(木)から令和8年3月27日(金)

(2) 依頼内容

No	項目	内容	回答様式
1	概算見積り	統合滞納管理システム導入にあたって必要な経費について、初期構築費用と運用保守費等ランニング費用がわかるよう作成してください。	貴社見積様式
2	ご提案システムの概要資料	貴社統合滞納管理システムの製品の名称、製品の特長等がわかる資料をご提供ください。	任意様式
3	実績	貴社における統合滞納管理システムの導入実績等についてご回答ください。	第2号様式
4	各種情報提供	統合滞納管理システム導入にあたっての本市における懸念点や質問等についてご回答ください。	第3号様式 (任意様式も可)
5	その他	上記のほか、特筆すべき重要な事項等がある場合は、情報提供ください。	任意様式

(3) 回答方法

令和8年3月27日17時までにメールでご回答ください。メールの件名は、『滞納整理システムの標準化RFI回答【会社名】』とし、メール本文に連絡先(会社名、部署名、担当者名、電話番号、メールアドレス)を明記してください。

6. 質問及び回答

- (1) 質問は、「質問票」(第4号様式)に記入のうえメールで送付してください。
- (2) メールの件名は、『滞納整理システムの標準化RFI質問【会社名】』とし、メール本文に連絡先(会社名、部署名、担当者名、電話番号、メールアドレス)を明記してください。
- (3) 質問票受領後、市より隨時回答します。
- (4) Web会議や対面での質疑応答にも対応しますので、必要に応じてご連絡ください。

7. その他留意事項

- (1) 提供いただいた情報は、統合滞納管理システムの導入仕様への反映を検討し、ひいては調達の方法等を決定するまでの重要な基礎資料とするものです。本提供依頼の趣旨についてご理解いただき、適切に記載いただきますようお願ひいたします。
- (2) 本依頼の実施をもって、本市が調達を行なうことを約束したり、回答者に特別の地位を約束したりするものではありません。
- (3) 本情報提供依頼に参加しなくとも、今後の入札等で不利益に扱われるかもしれません。
- (4) 資料提供いただいた回答者に対し、必要に応じて、後日問い合わせや追加資料の提供、詳細見積りを依頼する場合があります。

- (5) 本情報提供のために要する費用は、提供事業者様のご負担となりますので、ご了承ください。
- (6) ご提供いただいた情報・資料については、返却いたしません。
- (7) 本依頼書に係る情報は、貴社から本市への情報提供を行なうためにのみ利用し、第三者への開示や他の用途への流用は認めません。
- (8) 本市が提供する書類及び情報については、本情報提供依頼の回答以外の目的で使用しないようお願いいたします。
- (9) 提示資料に記載された内容は 作成日現在で当課が把握、想定している情報等に基づくもので、変更される可能性があります。また、情報セキュリティ等の理由により、詳細な情報を記載していない場合もあります。

8. 事務局(書類等送付先)

船橋市税務部債権管理課
担当者 久代(主担当)・半谷・伊藤
電話 047-436-2242
Email saiken@city.funabashi.lg.jp